

付  
国(労)  
12.8.20  
(社)日建連

国土建整第87—2号  
平成24年8月8日

(社)日本建設業連合会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)  
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



公共事業労務費調査(平成24年10月調査)の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、年度当初から適用する公共工事設計労務単価を決定するために毎年10月に実施しており、従来より関係各位のご協力のもと厳正に実施しているところであります。

今年度においても標記調査を下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、下記の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 平成24年10月調査における改善点等の重要事項

今回の調査における改善点等の重要事項は、以下のとおりとなります。

(1) 調査対象工事に除染工事を追加

福島第一原発周辺地域において、除染工事が本格化してきていることから、被災地における労務費の実態を適切に把握するため、除染工事を労務費調査の対象とします。

(2) 保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策2012」(H24.7.10 国土交通省建設産業戦略会議)を受け、技能労働者の処遇の向上、公平で健全な競争環境の構築に向けて、昨年度に引き続き、社会保険加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。

(3) 9月の賃金支払い実態の調査

下記38職種の労働者については、標本数を特に確保する必要があると認められることから、10月の調査に加え、10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事している場合も、本調査の対象とし、当該9月分の賃金支払い実態を調査することとします。

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

#### (4) 補足調査の追加

各種分析を実施するため、以下の補足調査を追加します。

- ・兼業状況

#### (5) 調査対象外の労働者

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となります。また、老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても同様に、調査対象外とします。このため、調査対象企業においては、個々の労働者の技能、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等について十分に確認する必要があります。

ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

## 2. 説明会及び会場調査の実施等

(1) 調査精度の確保のため、調査対象企業の方々に、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくとともに、以下の点に留意願います。

- ・調査の対象となった工事の元請企業は、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
- ・会場調査に先立ち行われる説明会には、下請企業についても出席していただくようお願いいたします。また、元請企業は下請企業への連絡・指導をお願いいたします。
- ・説明会までに、元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いいたします。予め、調査の手引きにて調査内容を確認の上、説明会に出席していただくようお願いいたします。
- ・個人情報保護法が施行されていますので、適切な対応をお願いいたします。（説明会において、個人情報保護法の対応について参考情報の提供をさせていただきます。）

(2) 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

#### (参考)

過去、国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し、行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。

# 平成24年度公共事業労務費調査に関する説明会

平成24年8月8日(水) 13:30~15:00(1回目)

16:00~17:30(2回目)

中央合同庁舎第2号館 1階 共用会議室2A

## 【議 事】

1. 挨拶

2. 議事

1) 公共工事設計労務単価・公共事業労務費調査について

資料1

2) 平成24年度公共事業労務費調査の概要について

資料2、3

3) 質疑応答等

3. 閉会

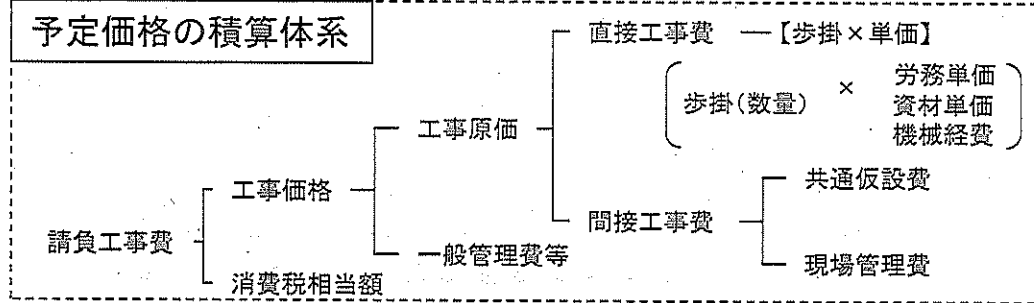
# 公共工事設計労務単価について

資料1

## 公共工事設計労務単価の概要

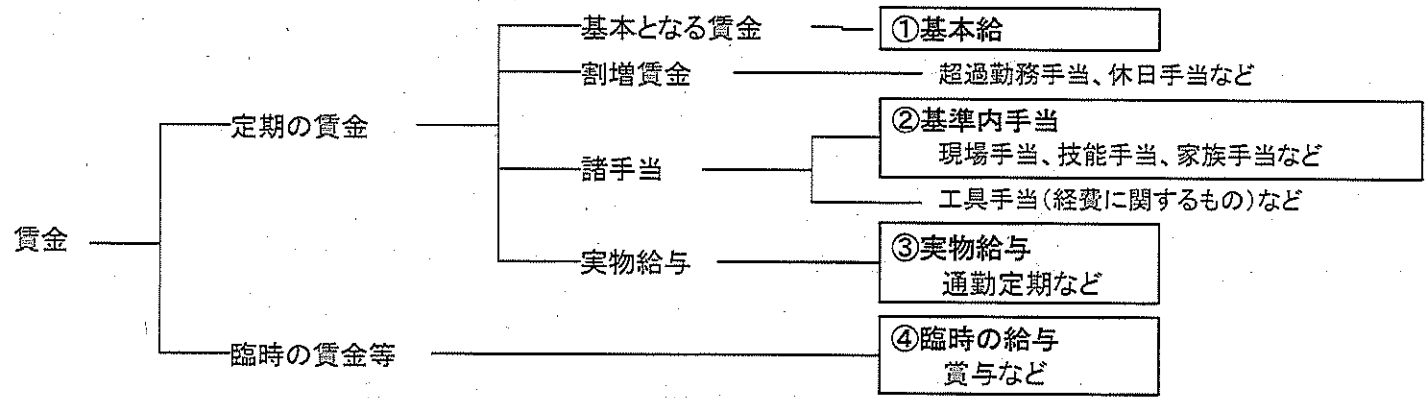
- 性格: 公共工事の予定価格の積算用単価
- 法令: 予算決算及び会計令第80条第2項  
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- 設定: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として年1回、年度当初に設定。
- 利用者: 国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。

※公共工事設計労務単価は、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない旨を公表、周知。



## 公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格は、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として、施工に必要な職種の労務単価、数量を積算。
- このため、労務単価は、支払い賃金から超過勤務手当等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し、設定。(次の①~④)



# 公共工事設計労務単価の調査、決定の流れ (H24年度 予定)

調査対象工事の選定 (H24年8月)



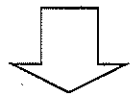
現況調査の実施 (H24年9月～10月)



受注者及び下請会社において  
調査票の記入 (H24年10月)



調査票の審査 (H24年11月)



集計 (H24年12月～H25年3月)



公共工事設計労務単価の決定・公表  
(H25年3月)



工事費積算に使用 (H25年4月～)

○国、都道府県、政令市、独立行政法人等の発注者が  
調査対象工事を選定

※ 調査対象工事件数:約14千件

○発注機関の監督職員が、現場の作業内容、職種、労働者数等を確認

○工事現場の労働者のうち、積算に使用する51職種の  
10月の賃金を調査(少数標本職種は9月の賃金も調査)

※ 調査対象者数:約20万人

※ 現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外

○発注者が調査会場を設置、審査(地整本局、県庁、土木事務所等)

○調査会場において受注者、下請会社が調査票を提出

・賃金台帳、就業規則、振込明細等との照合・確認

・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の標本等(約8万)を棄却。

○発注者が、公共事業労務費調査連絡協議会(事務局国土交通省)に  
審査後の調査データを提出

○集計、所定労働時間内8時間当たり賃金への換算

○都道府県別・職種別単価の決定



# 平成24年度公共工事設計労務単価について(主要12職種)

平成24年度公共工事設計労務単価については、平成23年10月の労務費調査後、建設労働者等の賃金の変動がみられたため、統計調査の結果等を活用し、単価を最新月へ補正する特例措置を実施

(岩手県、宮城県、福島県においては、平成24年2月20日より、特例的に改定した単価を採用)

## 全職種全国単純平均(参考値)

**16,504円(前年度比+0.9%)**

※公共工事設計労務単価は、職種別、都道府県別に設定するものであるが、参考として平均値を算出。

単価が上昇した区分	1,046 (46%)
単価が変わらなかった区分(新規設定区分含む)	375 (16%)
単価が低下した区分	856 (38%)
	<b>2,277 (100%)</b>

(円/1日8時間当たり、対前年度比(%))

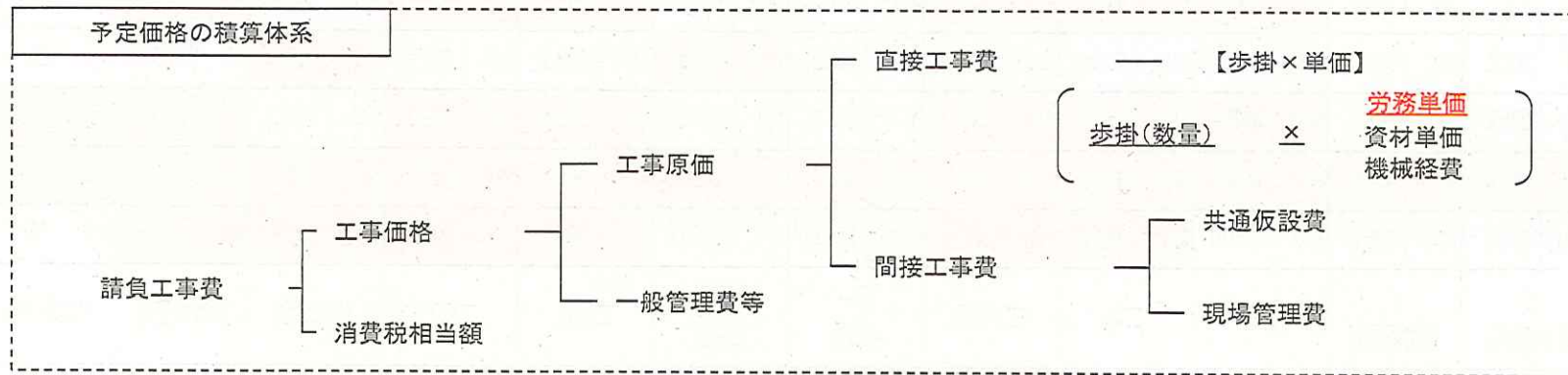
	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		とび工		鉄筋工		運転手(特殊)		運転手(一般)		型わく工		大工		左官		交通誘導員A		交通誘導員B		参考値(全職種単純平均)	
北海道	13,400	0.0%	11,000	2.8%	9,200	2.2%	13,400	1.5%	13,600	3.8%	13,300	0.0%	11,100	-0.9%	13,100	2.3%	14,000	4.5%	14,000	0.0%	7,900	-1.3%	7,100	-1.4%	15,125	1.1%
宮城県	15,400	6.2%	11,800	6.3%	9,300	6.9%	14,200	8.4%	16,800	8.4%	16,800	6.3%	15,100	6.3%	18,100	8.4%	15,700	8.3%	16,500	8.6%	8,800	11.4%	8,000	11.1%	16,296	7.7%
東京都	17,300	2.4%	14,000	2.9%	10,800	-0.9%	18,500	7.6%	18,700	2.7%	17,100	-1.2%	14,100	-0.7%	17,000	2.4%	19,200	3.2%	18,200	2.8%	9,700	0.0%	8,600	-3.4%	18,420	2.4%
新潟県	14,700	0.0%	12,200	-1.6%	10,800	0.9%	14,300	0.0%	15,000	-0.7%	14,600	0.7%	12,800	-2.3%	14,200	-0.7%	14,500	-0.7%	14,200	-0.7%	8,500	0.0%	7,700	-2.5%	15,846	0.0%
愛知県	16,600	-1.8%	13,700	0.7%	10,800	-1.8%	17,400	1.2%	16,000	1.3%	16,500	-1.8%	14,700	-1.3%	17,500	1.2%	17,600	1.1%	16,000	1.9%	9,000	0.0%	8,300	0.0%	17,678	0.4%
大阪府	16,300	-1.8%	12,900	-2.3%	10,400	-1.9%	18,100	3.4%	16,200	0.0%	16,800	-1.8%	14,200	-2.1%	17,500	0.6%	16,000	0.0%	15,600	2.6%	8,400	0.0%	7,500	1.4%	17,255	-0.2%
広島県	15,000	0.0%	13,100	0.0%	9,900	-1.0%	15,400	4.1%	15,200	0.0%	15,400	2.0%	13,000	-2.3%	14,800	1.4%	15,100	0.0%	14,200	0.0%	9,000	-4.3%	8,000	-2.4%	16,127	0.5%
香川県	14,700	0.0%	13,000	1.6%	9,900	-2.0%	14,200	0.0%	14,100	-0.7%	14,100	-2.8%	13,100	-0.8%	14,400	3.6%	15,100	0.0%	14,900	2.1%	8,100	-2.4%	7,300	-2.7%	16,020	-0.1%
福岡県	15,300	0.0%	12,500	0.0%	9,400	-1.1%	14,700	0.0%	14,200	0.0%	14,700	-0.7%	12,300	-0.8%	14,200	0.0%	15,100	0.0%	14,400	0.0%	7,700	-2.5%	7,100	0.0%	15,371	0.3%
沖縄県	15,600	-2.5%	12,100	0.0%	9,200	2.2%	16,800	0.0%	15,100	-1.3%	17,700	-2.2%	15,600	-2.5%	16,400	2.5%	15,400	-1.9%	15,000	1.4%	7,200	-2.7%	6,500	-1.5%	15,980	-0.7%
参考値(全国単純平均)	15,200	-0.7%	12,504	-0.4%	9,806	-0.4%	15,617	1.8%	15,504	1.8%	15,421	-0.9%	13,581	-1.3%	15,717	1.6%	15,896	1.2%	15,334	1.5%	8,430	0.1%	7,585	-0.7%	16,504	0.9%



# 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

## 公共工事設計労務単価の概要

- 性格: 公共工事の予定価格の積算用単価(国、地方公共団体、独法等が積算に利用)  
※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- 設定: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者等(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として年1回設定。



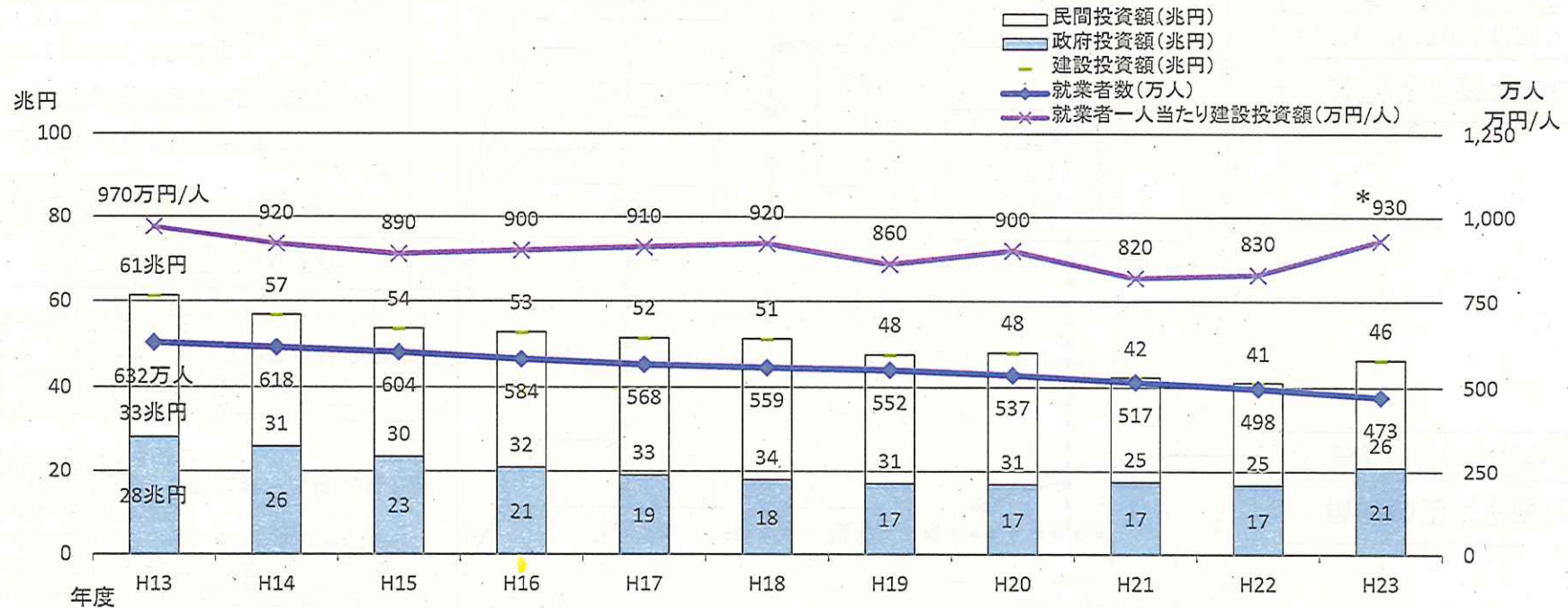
## 実勢価格を反映した労務単価の設定

- 岩手県・宮城県・福島県における公共工事設計労務単価:

被災地において建設労働者等の賃金の急激な変動が見られ、現在の公共工事設計労務単価が「取引の実例価格」と言えない状況が発生していること、被災3県において不調・不落が多発しており、労務単価の見直しが求められていることから、建設企業への調査や統計調査の結果等(現時点で得られる被災地の労務費の実態を表わす調査すべて)を活用した最新月への補正係数を算出し、現在の設計労務単価に乗じて補正した単価を、平成24年2月、6月に設定している。

# 建設投資及び就業者数の推移

	H13	→	H23
○ 建設投資額	61兆円		46兆円(△25%)
○ 就業者数	632万人		473万人(△25%) (被災3県除く)
○ 就業者一人当たり建設投資額	970万円/人		* 930万円/人(△4%)
(参考)	(H14年度(H13年調査))		(H24年度(H23年調査))
○ 公共工事設計労務単価 (全職種全国単純平均)	19,117円		16,504円 (△14%)



出所:国土交通省「建設投資見通し」、厚生労働省「労働力調査」  
 注1:投資額については平成20年度まで実績、21、22年度は見込み(国土交通省「建設投資見通し」、平成23年度は見通し((財)建設経済研究所)  
 注2:就業者数は年平均(総務省「労働力調査」)  
 注3:各係数については四捨五入して表示している。  
 注4:\*H23就業者一人当たり建設投資額は、H23就業者数に被災3県が含まれていないため、H22就業者数を使用し算出



# 公共工事設計労務単価に係る総合的な取組み

## 入札契約の適正化

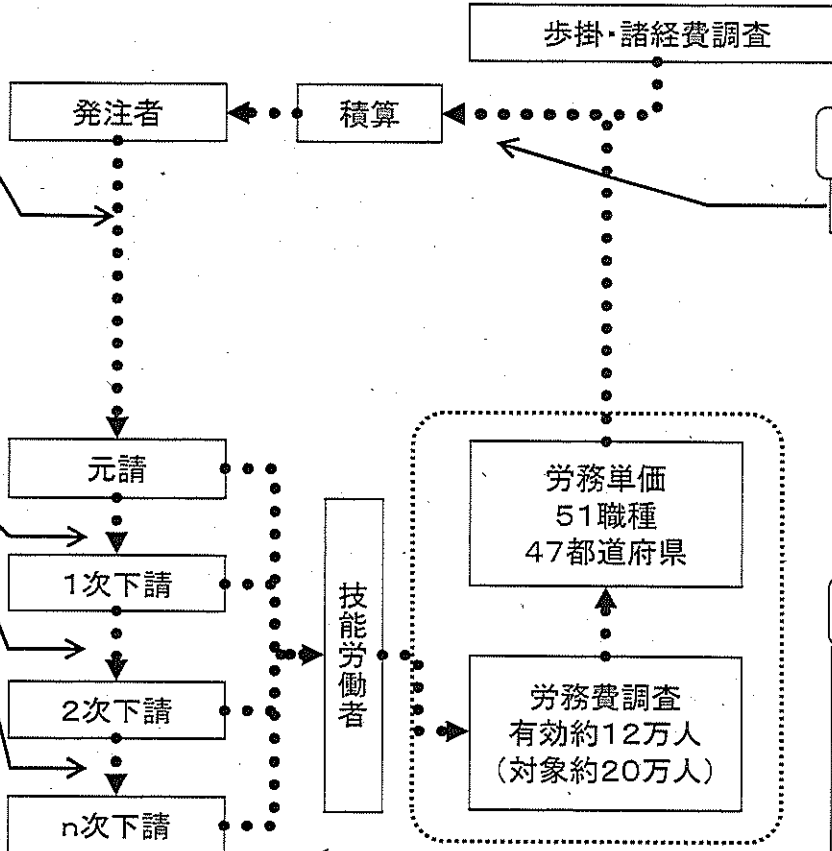
- <実効あるダンピング防止対策>
- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の改正(H23.8)
    - ・低入札価格調査基準価格等の適切な設定
    - ・予定価格の事前公表から事後公表への移行
    - ・歩切りの排除の徹底
  - 国土交通省直轄工事における低入札価格調査基準価格の引き上げ
- <法令違反行為の防止・受発注者間の対等な関係の構築等の実現のための取組>
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの策定(H23.8)

## 元請下請関係の適正化

- <下請企業対策(しわ寄せの防止)>
- 書面契約の促進等
  - 新たな下請代金保全策導入の検討
  - 下請の見積りを踏まえた入札方式
  - 取締り、指導監督の強化
    - ・駆け込みホットラインの開設
    - ・下請取引等実態調査による実態把握
    - ・建設業取引適正センターの開設

## 労働条件の確保・改善

- 基幹技能者の確保、育成、活用の推進
- 社会保険等の加入の促進
  - 社会保険未加入対策の具体化に関する検討会(H23.10~)
- 優秀な基幹技能者の年収を600万円に上げ((社)日建連)
- 電気技能者(電工)の目標年収、50歳で現行の平均年収を50万改善し650万以上を目指す((社)電設協)



## 積算の更なる適正化

- 実勢価格の適切な反映

## 労務費調査等の改善

- <調査の適正化の推進>
- 相当程度の技能のチェックの徹底
  - 年金等受給のために日当たり賃金の調整を行っている標本の棄却
  - 労働基準関係法令の周知、徹底
  - 社会保険加入状況の確認(H23.10~)

## 平成24年度公共事業労務費調査に係る留意点

### 1. 調査対象工事に除染工事を追加

福島第一原発周辺地域において、除染工事が本格化してきていることから、被災地における労務費の実態を適切に把握するため、除染工事を労務費調査の対象とします。調査へのご協力をお願いいたします。

### 2. 保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策 2012」（H24.7.10 国土交通省建設産業戦略会議）を受け、技能労働者の処遇の向上、公平で健全な競争環境の構築に向けて、昨年度に引き続き、社会保険加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。調査へのご協力をお願いいたします。

### 3. 9月の賃金支払い実態の調査

標本確保のため、10月に調査対象工事に従事せず、9月に従事している38職種の労働者についても、調査の対象となり、9月分の賃金支払い実態を調査しますので、調査のご協力をお願いします。

#### 【参考】9月の調査の対象となる38職種

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	<u>38職種</u> に該当する労働者	<u>9月</u> ※H22年度から実施

#### 4. 補足調査の追加

建設業のみに従事している労働者と、建設業の他の仕事にも従事している労働者の、賃金水準について各種分析を実施するため、兼業の状況について調査を行います。

【参考】建設業以外の仕事の産業

農業、林業、漁業、製造業、運輸業、卸売・小売業、不動産業、サービス業、その他

#### 5. 標本の適切な分類

公共事業労務費調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を調査対象としていませんので、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行ってください。

【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

(1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

(2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

(3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水士、交通誘導員 A

(4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

#### 6. 調査対象外の労働者の周知

- 見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外になります。
- 過去の調査において、見習・手元等の労働者が、「相当程度の技能」を必要とする職種に含まれる例がみられたため、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能を十分に確認し、適切に分類、判断を行ってください。
- 老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者については、調査対象外とします。
- 調査対象となった元請及び下請企業は、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等を十分に確認し、調査対象労働者が否か判断してください。

## 【参考・注意点】

- (1) 見習・手元等の労働者については、各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。
- (2) 老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になります。

## 7. 棄却率の改善

平成23年度調査において、約3割の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査において提示できるよう整理してください。

- ① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類  
・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳
- ② 賃金支払いが確認できる書類  
・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等
- ③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類      ・・・作業日報及び出勤簿等

## 【参考】主な棄却理由（平成23年度労務費調査結果）

- ・所定労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができない      ・・・約40千標本(22%)
- ・調査票への記入事項の根拠となる資料（就業規則、賃金台帳等）がない      ・・・約18千標本(10%)

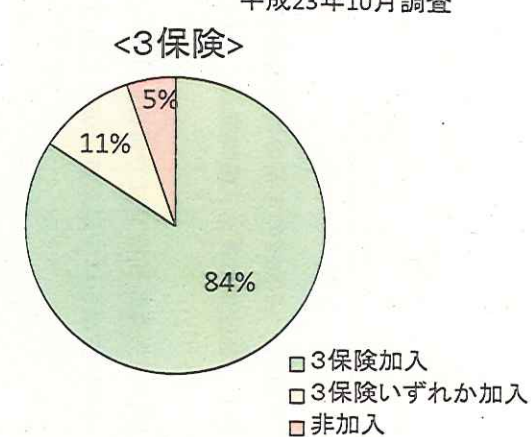
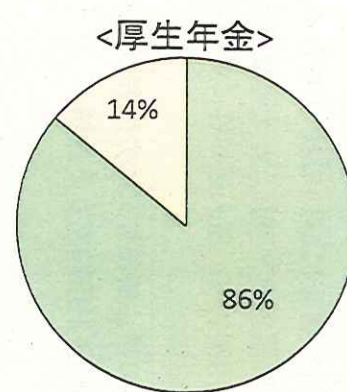
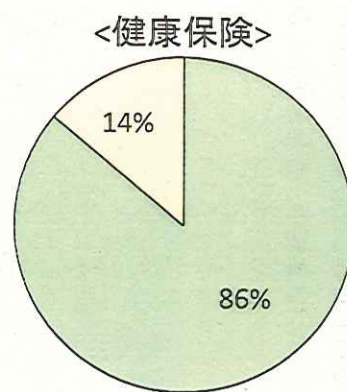
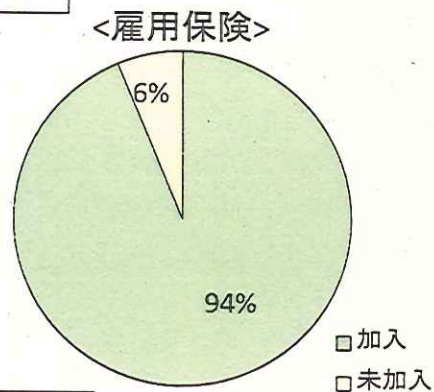


# 社会保険等の加入状況①

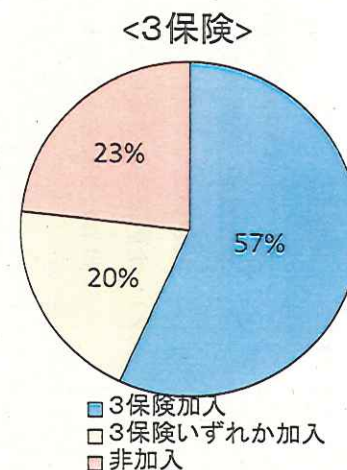
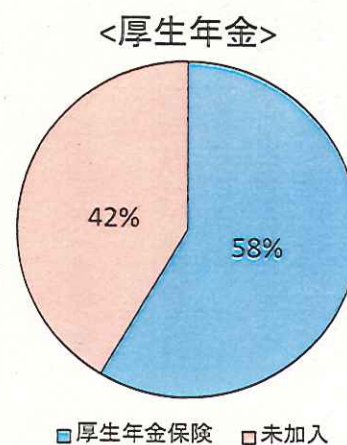
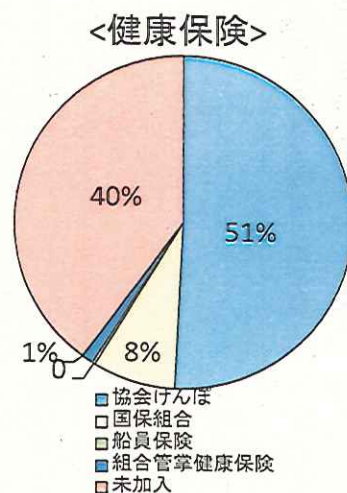
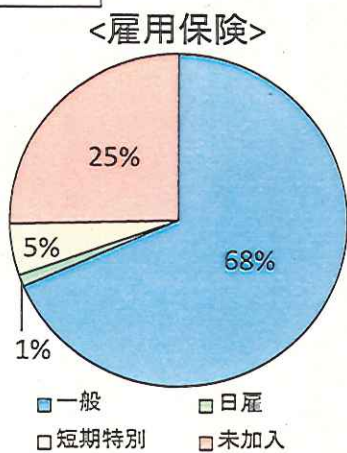
- 公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果をみると、
- ・ 企業別では雇用保険の未加入企業は6%、健康保険の未加入企業は14%、厚生年金保険の未加入企業は、14%となっています。
  - ・ 労働者別では雇用保険の未加入は25%、健康保険の未加入は40%、厚生年金保険の未加入は、42%となっています。

## 企業別

平成23年10月調査



## 労働者別

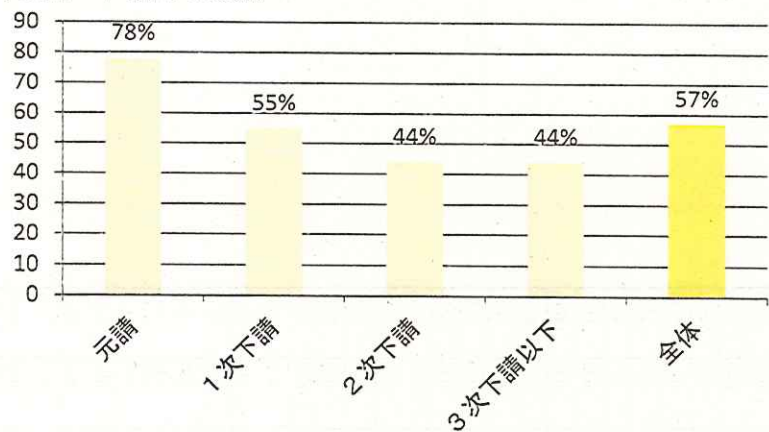




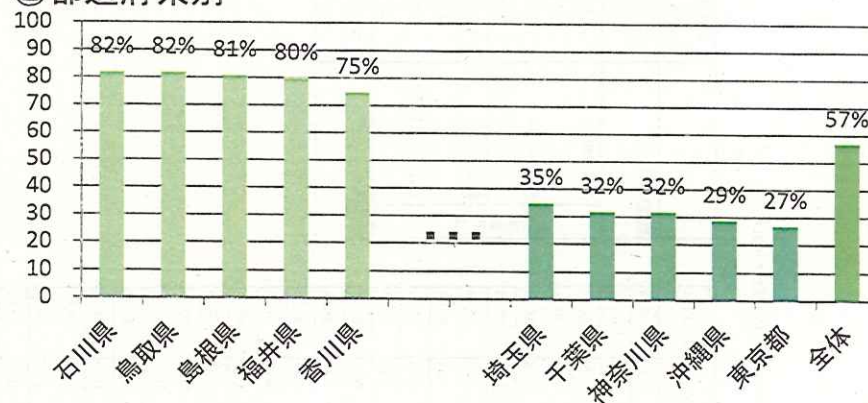
## 社会保険等の加入状況②

- 労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっています。
- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にあります。
- 職種別では、上位が電工、土木一般世話役、運転手(特殊)で、下位がとび工、鉄筋工、型枠工、交通誘導員Bとなっています。
- 年齢別では、24歳以下、60歳以上の労働者の加入割合が低い傾向にあります。

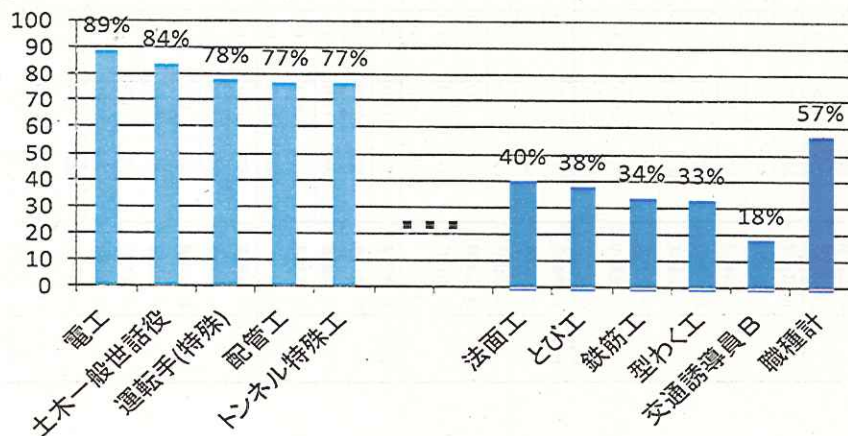
①元請・下請次数別



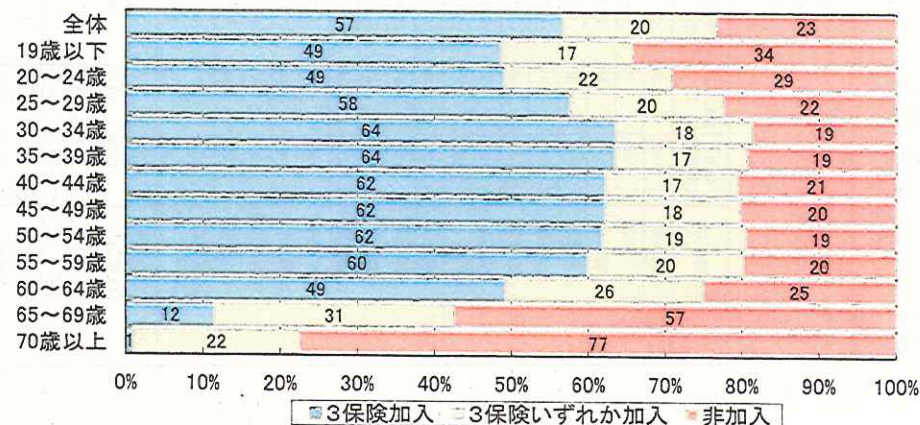
②都道府県別



③職種別(主なもの)



④年齢別



平成23年10月調査データ集

表-1 主な棄却理由別標本構成比率(都道府県別)

主な棄却理由

A: 調査票への記入事項の根拠となる資料の提示がない。

B: 資金台帳等に資金の受領を証する押印(又は本人のサイン)がない。

C: 就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間(週40時間)以内であることの確認ができない。

	都道府県名	対象労働者数	棄却理由 A	棄却理由 B	棄却理由 C	その他	有効標本
北海道	1 北海道	100%	4.3%	0.6%	15.6%	0.6%	78.7%
東北	2 青森県	100%	1.8%	0.7%	14.0%	1.2%	82.4%
	3 岩手県	100%	1.6%	0.3%	14.0%	1.9%	82.2%
	4 宮城県	100%	11.9%	1.0%	14.9%	2.0%	70.2%
	5 秋田県	100%	1.1%	0.0%	12.1%	0.8%	86.0%
	6 山形県	100%	2.9%	0.8%	10.3%	0.7%	85.3%
	7 福島県	100%	3.9%	2.1%	20.4%	1.2%	72.5%
	小計		100%	3.8%	0.8%	14.1%	1.3%
関東	8 茨城県	100%	7.8%	0.4%	31.8%	0.4%	59.6%
	9 栃木県	100%	3.8%	0.2%	25.9%	0.2%	69.9%
	10 群馬県	100%	8.4%	1.4%	25.2%	0.1%	65.0%
	11 埼玉県	100%	17.5%	0.9%	32.3%	1.4%	47.8%
	12 千葉県	100%	7.5%	1.0%	33.8%	0.5%	57.2%
	13 東京都	100%	9.0%	1.1%	32.7%	0.2%	57.1%
	14 神奈川県	100%	4.4%	0.3%	28.6%	0.5%	66.3%
	19 山梨県	100%	7.2%	0.0%	13.7%	0.0%	79.1%
	20 長野県	100%	2.1%	0.0%	17.3%	0.3%	80.3%
	小計		100%	7.5%	0.7%	28.7%	0.4%
北陸	15 新潟県	100%	4.8%	0.8%	8.5%	0.2%	85.7%
	16 富山県	100%	10.3%	0.0%	14.7%	0.2%	74.8%
	17 石川県	100%	3.7%	0.7%	20.0%	0.6%	74.8%
小計		100%	6.2%	0.5%	12.2%	0.2%	80.8%
中部	21 岐阜県	100%	15.4%	3.2%	23.6%	0.2%	57.6%
	22 静岡県	100%	11.7%	1.3%	30.8%	0.9%	55.4%
	23 愛知県	100%	15.9%	3.2%	27.7%	0.8%	52.4%
	24 三重県	100%	13.9%	2.3%	32.6%	0.3%	50.9%
小計		100%	13.8%	2.3%	29.2%	0.7%	54.0%
近畿	18 福井県	100%	11.5%	0.6%	16.8%	0.0%	71.2%
	25 滋賀県	100%	21.8%	0.5%	21.7%	0.3%	55.7%
	26 京都府	100%	35.2%	1.8%	21.1%	0.3%	41.6%
	27 大阪府	100%	23.3%	1.6%	30.6%	0.6%	43.8%
	28 兵庫県	100%	25.5%	1.5%	25.5%	0.2%	47.2%
	29 奈良県	100%	24.5%	0.4%	37.7%	0.0%	37.4%
30 和歌山県	100%	26.5%	2.8%	28.8%	0.1%	41.7%	
小計		100%	25.0%	1.5%	26.2%	0.3%	47.0%
中国	31 鳥取県	100%	7.4%	2.6%	27.2%	0.1%	62.7%
	32 島根県	100%	4.5%	0.6%	12.5%	0.3%	82.1%
	33 岡山県	100%	5.6%	0.0%	28.3%	0.1%	66.0%
	34 広島県	100%	9.7%	0.1%	27.2%	0.1%	62.9%
	35 山口県	100%	6.6%	0.0%	25.8%	0.1%	67.4%
小計		100%	6.9%	0.6%	23.3%	0.2%	69.0%
四国	36 徳島県	100%	15.9%	2.9%	13.2%	2.0%	66.1%
	37 香川県	100%	21.7%	4.6%	15.0%	0.5%	58.2%
	38 愛媛県	100%	11.0%	3.0%	4.8%	0.8%	80.4%
	39 高知県	100%	8.2%	1.6%	8.6%	0.7%	80.8%
小計		100%	13.0%	2.8%	9.8%	1.0%	73.3%
九州	40 福岡県	100%	11.6%	1.3%	34.4%	0.6%	52.1%
	41 佐賀県	100%	3.7%	2.8%	21.6%	0.0%	71.9%
	42 長崎県	100%	9.5%	0.6%	19.2%	0.2%	70.5%
	43 熊本県	100%	11.6%	1.1%	14.9%	1.2%	71.2%
	44 大分県	100%	10.3%	0.7%	22.3%	0.7%	66.0%
	45 宮崎県	100%	7.3%	1.0%	18.3%	0.1%	73.3%
46 鹿児島県	100%	8.3%	0.5%	17.7%	0.8%	72.7%	
小計		100%	9.4%	1.1%	23.2%	0.5%	65.9%
沖縄	47 沖縄県	100%	6.2%	1.1%	21.4%	1.5%	69.9%
全国計		100%	10.4%	1.2%	22.3%	0.6%	65.5%

表-2 主な棄却理由別標本数(経年変化一過去5年分)

	標本数(人) : 上段、構成比率(%) : 下段					
	H19.10	H20.10	H21.10	H22.10	H23.10	
調査対象標本	201,893	192,245	200,528	195,320	177,547	
	100%	100%	100%	100%	100%	
棄却理由	棄却理由A	23,402	24,764	23,258	21,545	18,475
		11.6%	12.9%	11.6%	11.0%	10.4%
	棄却理由B	4,112	3,024	3,003	2,643	2,046
		2.0%	1.6%	1.5%	1.4%	1.2%
	棄却理由C	45,606	42,892	46,806	44,067	39,641
	22.6%	22.3%	23.3%	22.6%	22.3%	
その他の棄却理由	4,222	4,024	5,524	5,090	1,025	
	2.1%	2.1%	2.8%	2.6%	0.6%	
有効標本	124,551	117,531	121,937	121,975	116,360	
	61.7%	61.1%	60.8%	62.4%	65.5%	



## 無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

皆様から提出して頂いた調査票のうち、「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

標本数の確保やせつかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### こんな理由で棄却されています!! (主なもの)

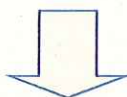
就業規則に定める  
所定労働時間が法  
定の週40時間以内  
であることの確認  
ができない

賃金台帳に賃金の  
受領を証明する押  
印（または本人の  
サイン）がない

例) ただし、銀行の振込領収書  
がある方は除く

調査票への記入事  
項の根拠となる資  
料がない

例) 作業日報（調査月分）、  
出勤簿等（調査月分）、銀行  
の振込領収書、等



### 棄却されないためには・・・

就業規則<sup>\*</sup>に定める所定労働時間  
が、週40時間以内になるように  
して下さい。

※ おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

賃金台帳を正しく整備し、押印  
（または本人のサイン記入）を確  
実に行って下さい。

就業規則<sup>\*</sup>や労働条件通知  
書を作成し、労働基準監督  
署へ届け出て下さい。現行  
の労働基準法に準拠してい  
ない場合は、更新作業を行  
うようにして下さい。

※ 労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

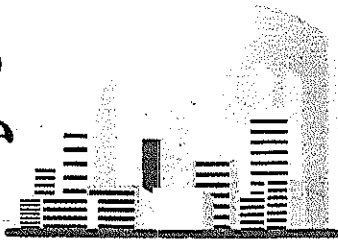
- 賃金台帳や就業規則等を整備するための参考資料「有効回答の向上対策について」を別途作成しており、国土交通省の労務費調査ホームページでご覧になれます。  
([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html))



# 「公共事業労務費調査」の 重要性を知っていますか



# 「公共事業労務費調査」の重要性を知っていますか



公共事業労務費調査は、公共事業発注の際に工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎となる調査です。

この公共工事設計労務単価は、国、都道府県等の公共事業は勿論のこと民間工事の工事費にとっても大きな影響を受けます。

設備工事の調査物件は、限られており提出する調査票の一件一件が次年度の工事費の積算に反映される重要な重みを持ちます。

労務費調査の対象工事となった事業者は、調査工事種目の位置づけを十分理解し、調査票の内容に記載漏れのないように適正に対応することが肝要です。

公共事業労務費調査は、調査月に調査対象となった公共事業に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調査するものです。

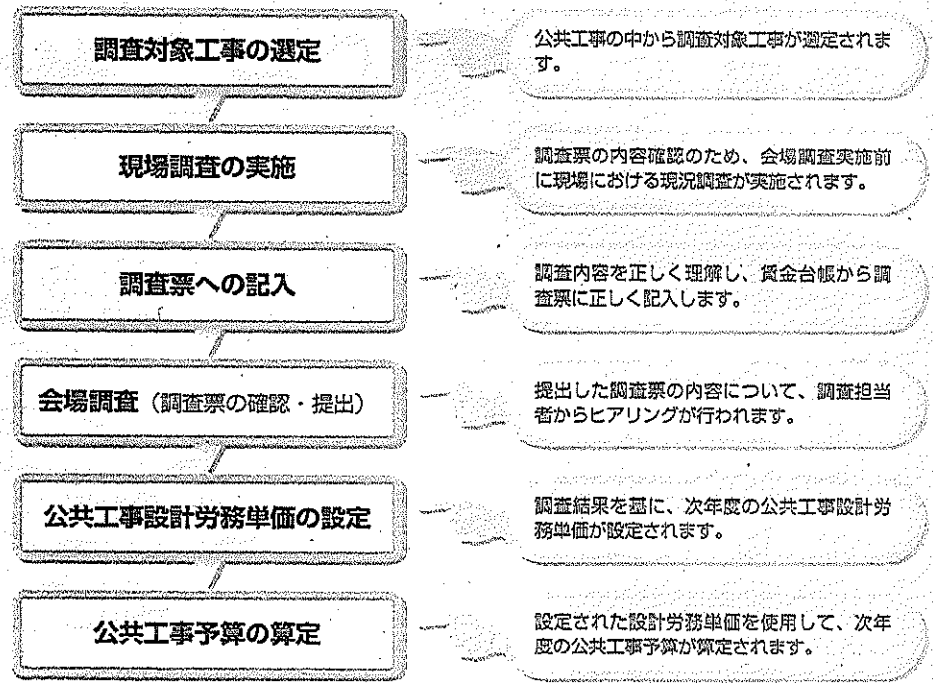
調査票は、事業者の賃金担当の方が記入するのが一般的です。

このパンフレットは、今まで私たちが実際に調査票の記入を行ってきたなかで、疑問に思っていることを、記入する立場に立ってわかりやすく、まとめてみました。

これらは、基本的なことからだけを中心にまとめたガイドランスですので、調査票の記入に際しては、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」をご覧ください。



# 公共事業労務費調査フロー



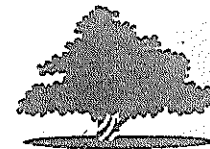
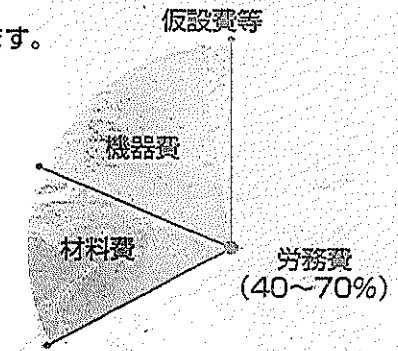
# 設備工事における労務費の重要性

設備工事は、“人と技術”に支えられています。

設備工事における労務費の占める割合は多大となります。

従って、公共事業労務費調査の結果が工事費の積算に大きな影響を与えます。

直接工事費に占める  
労務費の割合



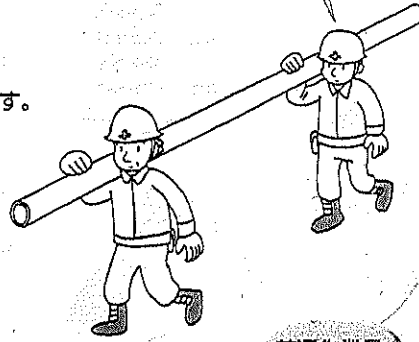
**A** 労働者の選定には、  
基準があるのですか？

職種と技能レベルに基準があります。

対象職種（手引き記載の50職種）の  
雇用されている建設労働者で各職種共

- 1) 相当程度の技能を有し
- 2) 主体的業務を行う者と規定されています。

材料運搬だけでなく、  
技能士資格を取って  
一人前の配管工になろう



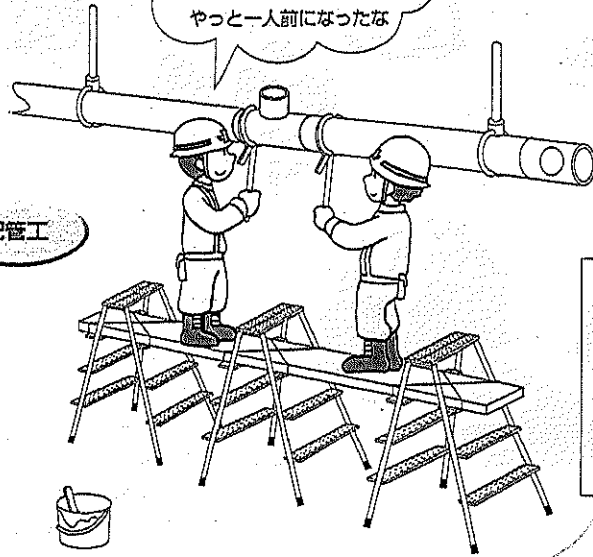
普通作業員

**A** 相当程度の技能とは、  
経験年数等、どの程度の  
判断でしょうか？

1級技能士程度であれば完璧です。

経験年数等で一概に規定することはできませんが、  
一人で段取りから加工、取り付けまでできる方を、  
「相当程度の技能」として位置づけたいと思います。

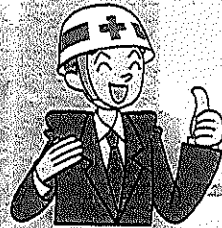
寸法取りから、ネジ切り、  
吊込み、接続、試験まで、  
ひととおりできるようになり、  
やっと一人前になったな



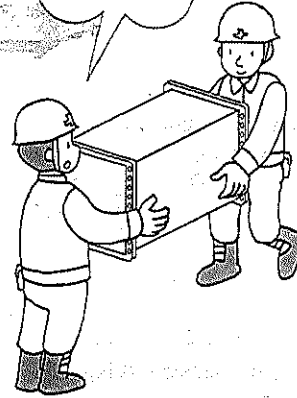
配管工

# 職種を適正に選ぼう！

配管工・ダクト工・保温工・設備機械工と普通作業員等を区別しよう。



寸法取り、  
板取り、組立て、  
取付けを一人でできる  
ようがんばろう



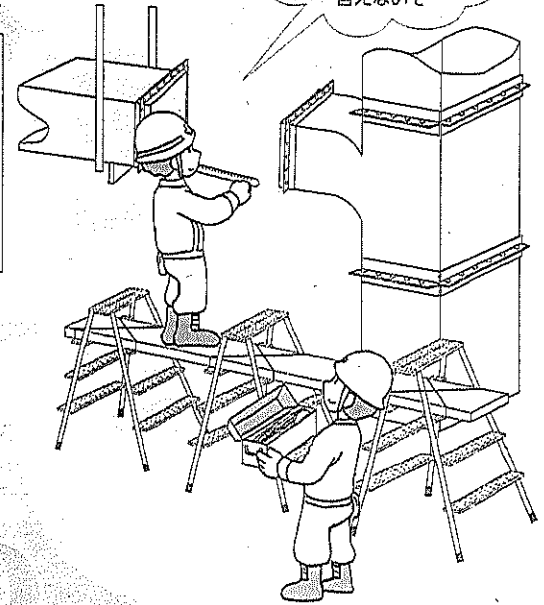
普通作業員

**A** アルバイト・見習い・手元・女性・  
高齢者の方はどう対応したらよいですか？

名称・性別・年齢に関係なく、  
作業内容と技能の程度で判断します。

対象職種（50職種）毎に定められた作業内容を実施したか  
どうか判断基準となりますので、作業内容をよく  
吟味し、該当する職種がある場合は対象となります。

一人でなんでも  
できないとダクト工とは  
言えないぞ



ダクト工

作業日報、出勤簿等で報告している  
職種と異なってもよいのですか？

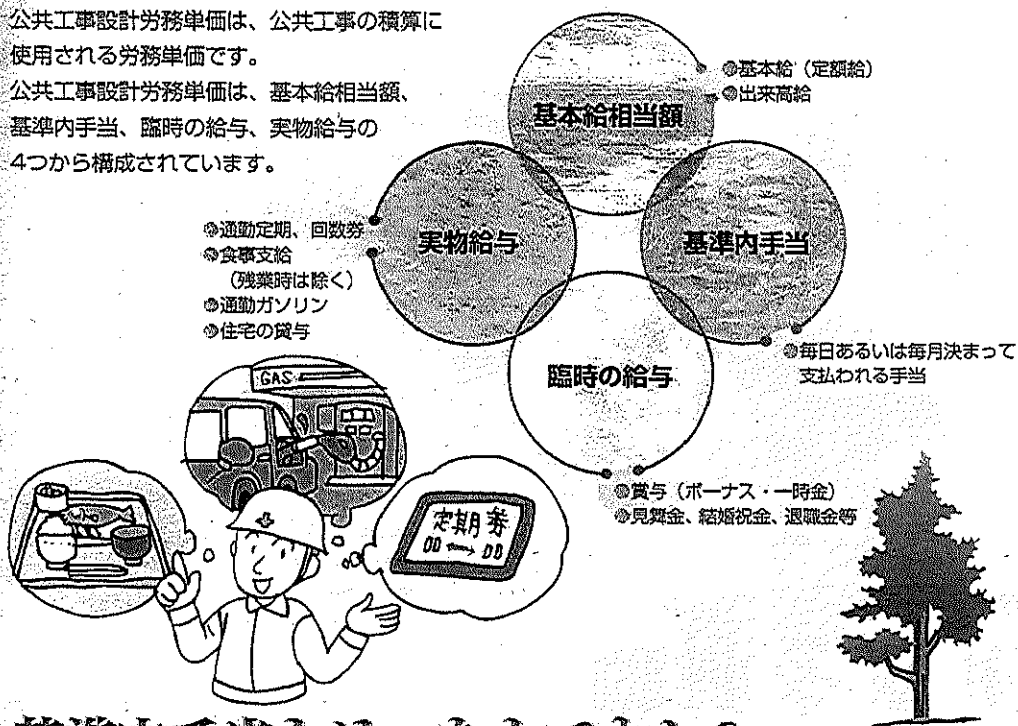
よいです。

例えば配管作業に従事していても、  
作業内容の大部分が相当程度の技能を有せず、  
普通の技能のみを有するものは、「普通作業員」、  
単に単純な作業のみを行う者に限られる場合は  
「軽作業員」と判断し、すべてを配管工としないで、  
異なる職種としてかまいません。

# 公共工事設計労務単価とは？

公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に使用される労務単価です。

公共工事設計労務単価は、基本給相当額、基準内手当、臨時の給与、実物給与の4つから構成されています。



# 基準内手当とは、なんですか？

## 基準内手当

所定の労働時間内における労働、または一定の作業条件における労働に対して、原則として毎日あるいは毎月決まって支払われる手当です。

名称より判断するのではなく、支給基準や支給実態等の実質により判断してください。

## 基準外手当

- 各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当
- 時間外・休日または深夜の割増賃金の代替としての手当
- 使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当
- 労働者持ちの工具・車両の消耗等、賃金ではなく経費の負担にあたる手当

- 家族手当（扶養手当）
- 通勤手当
- 都市手当（調整手当）
- 住宅手当
- 現場手当
- 技能手当
- 有給休暇手当（日給制の場合）
- 精動手当等

## 基準内手当

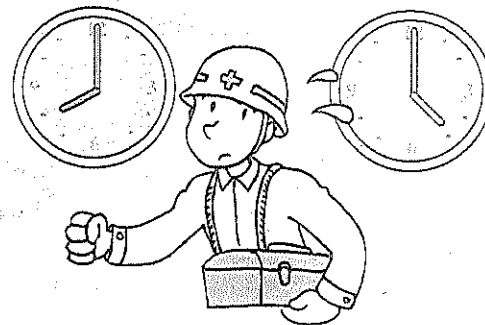
# 労働時間に注意しよう！

◎調査は一日分ではありません、1ヶ月分が対象です。

◎割増賃金（時間外、休日、深夜）は含みません。

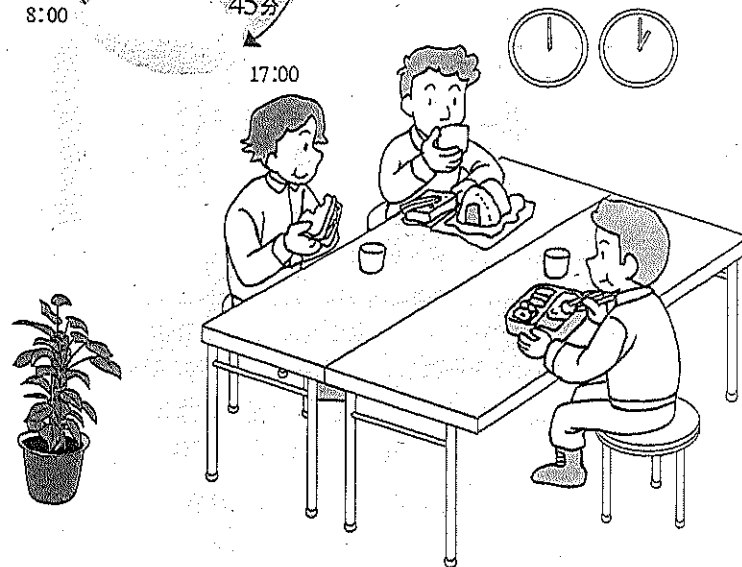
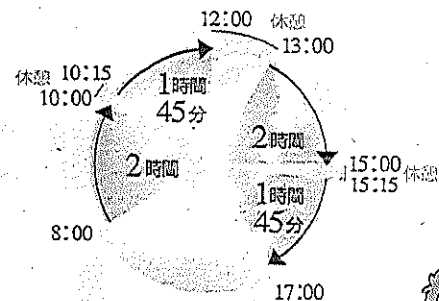
◎労働時間は作業日報、出勤簿等と整合していなければなりません。

今、私は作業中です。  
この調査は所定労働時間、  
通常8時間以内が対象です。  
1週40時間が基本です。



下記の勤務時間の場合、所定労働時間は7時間30分となります

ただし就業規則に規定されていることが前提です。





## チヨット気になるQ&A

二省以外の  
公共事業は関係ない  
のですか？

関係あります。  
公共事業の大半を所管している農林水産省、  
国土交通省で公共事業労務費調査連絡協議会  
を組織し、共同で直轄事業、都道府県・政令  
指定都市の補助事業、公団・公社・事業団  
等の事業、及び二省以外の協力省庁の  
直轄事業についても、調査対象物  
件を選定しています。

この調査は、  
どこの機関が実施して  
いるのですか？

民間団体が実施しています。  
公共事業労務費調査連絡協議会から要請  
・委託されて、民間団体が実施しています。

対象現場は、  
どのように選定される  
のですか？

バランスを考慮しますが、  
特に規定はありません。  
二省所管の直轄、および補助事業等の公共  
工事の中から、工事種類・地域のバランス  
等を考慮して選定しています。

公共事業の  
受注が少ない会社は、  
どのように回答して  
おけばよいでしょうか？

実態を適正に回答して下さい。  
この調査結果は、公共工事だけでなく  
一般民間工事の積算にも多方面で利用さ  
れていますので、官庁工事受注実績の少な  
い会社でも適正に答えて下さい。

調査結果は、  
どのような工事を対象に  
使われるのですか？

公共事業、民間工事のすべての  
工事に使われる可能性があります。  
この設計単価は下記機関の公共事業の工事  
費算出に利用されます。

- \*公共発注機関
  - \*都道府県や政令指定都市の補助事業
- これは刊行物に公共工事設計労  
務単価として掲載されま  
す。

雇用者が  
10人未満で、就業規則等  
がないのですが、  
どうしましょうか？

書面化することが必要です。  
所定労働日、休日、所定労働時間、およ  
び賃金支払い等の雇用関係を明確にして下  
さい。  
諸手当に関する規定等も併せて、書面  
化して下さい。

社団法人 日本空調衛生工事業協会(日空衛)

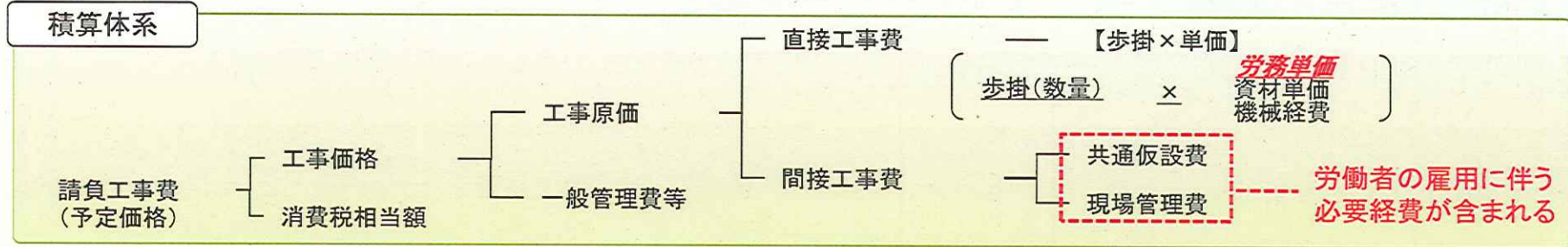
〒104-0041 東京都中央区新富2-8-1  
TEL 03-3553-6431(代表) FAX 03-3553-6786  
E-mail mail@nikkuei.com  
ホームページ <http://www.nikkuei.or.jp>

### 現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**

(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



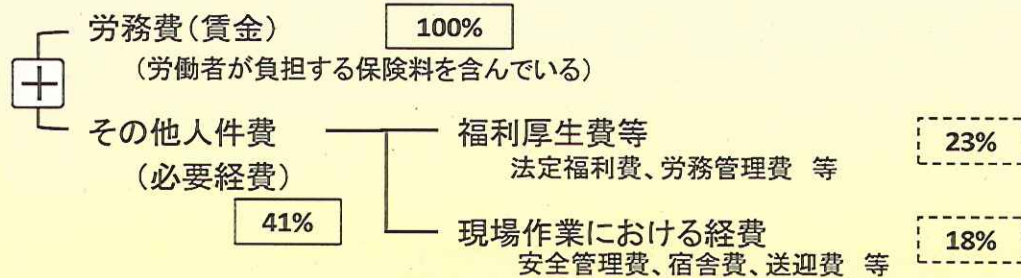
### 課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

### 対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

#### 労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値

(注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

#### 並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導員 A
△△県	15,000	11,000
	(21,100)	(15,500)
□□県	14,300	11,800
	(20,100)	(16,600)

(上段) : 公共工事設計労務単価  
(下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費



参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
  - 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
  - 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
  - 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
  - 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
  - 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設置、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国の前請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。  
また、現在の被災地で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。

上段：公共工事設計労務単価  
下段：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (試算値)

地方連絡協働会名		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																			
都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電気	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員	
北海道	01 北海道	13,400 (18,800)	11,000 (15,500)	9,200 (12,900)	13,500 (19,000)	14,600 (20,500)	13,400 (18,800)	20,800 (29,200)	18,100 (25,400)	14,500 (20,400)	13,600 (19,100)	13,900 (19,500)	13,600 (19,100)	15,000 (21,100)	13,300 (18,700)	11,100 (15,600)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	15,800 (22,200)	18,800 (26,400)	15,600 (21,900)
	東北	02 青森県	15,000 (21,100)	11,000 (15,500)	8,300 (11,700)	12,900 (18,100)	15,000 (21,100)	13,700 (19,300)	16,600 (23,300)	15,700 (22,100)	12,900 (18,100)	14,500 (20,400)	12,700 (17,900)	12,300 (17,300)	13,900 (19,500)	16,200 (22,800)	14,700 (20,700)	21,300 (29,900)	25,300 (35,600)	16,300 (22,900)	19,000 (26,700)
03 岩手県		※14,300 (20,100)	※11,800 (16,600)	※8,700 (12,200)	※14,000 (19,700)	※15,700 (22,100)	※13,200 (18,600)	※17,900 (25,200)	※17,200 (24,200)	※14,100 (19,800)	※14,500 (20,400)	※13,000 (18,300)	※12,700 (17,900)	※13,900 (19,500)	※15,700 (22,100)	※13,300 (18,700)	※21,500 (30,200)	※25,600 (36,000)	※16,100 (22,600)	※19,800 (27,800)	※14,800 (20,800)
04 宮城県		※15,400 (21,700)	※11,800 (16,600)	※9,300 (13,100)	※14,900 (20,900)	※16,400 (23,100)	※15,000 (21,100)	※18,700 (26,300)	※17,900 (25,200)	※14,400 (20,200)	※17,700 (24,900)	※14,800 (20,800)	※15,100 (21,200)	※15,100 (21,200)	※16,800 (23,600)	※15,100 (21,200)	※22,400 (31,500)	※26,600 (37,400)	※16,700 (23,500)	※21,500 (30,200)	※15,400 (21,700)
05 秋田県		14,200 (20,000)	11,100 (15,600)	8,900 (12,500)	13,500 (19,000)	14,800 (20,800)	13,300 (18,700)	17,800 (25,000)	16,500 (23,200)	13,600 (19,100)	14,700 (20,700)	13,200 (18,600)	13,100 (18,400)	14,100 (19,800)	15,500 (21,800)	15,100 (21,200)	21,300 (29,900)	25,300 (35,600)	16,300 (22,900)	19,100 (26,900)	15,100 (21,200)
06 山形県		14,200 (20,000)	11,100 (15,600)	9,400 (13,200)	14,100 (20,100)	14,300 (20,100)	13,500 (19,000)	17,400 (24,500)	16,800 (23,600)	14,400 (20,200)	15,100 (21,200)	13,400 (18,800)	14,600 (20,500)	14,200 (20,000)	14,600 (20,500)	13,300 (18,700)	21,300 (29,900)	25,300 (35,600)	16,300 (22,900)	20,600 (29,000)	15,100 (21,200)
07 福島県		※15,300 (21,500)	※11,700 (16,500)	※10,100 (14,200)	※14,500 (20,400)	※15,700 (22,100)	※14,900 (20,900)	※17,400 (24,500)	※17,200 (24,200)	※14,700 (20,700)	※15,500 (21,800)	※13,300 (18,700)	※14,900 (20,900)	※14,700 (20,700)	※14,200 (20,000)	※12,700 (17,900)	※21,600 (30,400)	※25,700 (36,100)	※16,100 (22,600)	※19,300 (27,100)	※14,900 (20,900)
関東		08 茨城県	15,400 (21,700)	13,100 (18,400)	9,600 (13,500)	15,300 (21,500)	16,200 (22,800)	17,400 (24,500)	19,200 (27,000)	18,600 (26,200)	16,500 (23,200)	17,100 (24,000)	15,900 (22,800)	16,900 (23,800)	18,600 (26,200)	15,900 (22,400)	13,700 (19,300)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,300 (25,700)	19,300 (27,100)
	09 栃木県	15,000 (21,100)	12,900 (18,100)	9,700 (13,600)	15,100 (21,200)	16,800 (23,600)	16,200 (22,800)	19,200 (27,000)	18,600 (26,200)	16,200 (22,800)	16,200 (22,800)	16,400 (23,100)	17,500 (24,600)	19,400 (27,300)	15,000 (21,100)	14,300 (20,100)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,300 (25,700)	19,600 (27,600)	16,400 (23,100)
	10 群馬県	15,300 (21,500)	13,100 (18,400)	10,400 (14,600)	15,000 (21,100)	18,000 (25,300)	15,400 (21,700)	18,800 (26,400)	18,400 (25,900)	15,200 (21,400)	16,400 (23,100)	16,000 (22,500)	15,300 (21,500)	18,200 (25,600)	15,300 (21,500)	12,800 (18,000)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,300 (25,700)	20,500 (28,800)	16,400 (23,100)
	11 埼玉県	16,300 (22,900)	13,400 (18,800)	10,400 (14,600)	15,100 (21,200)	17,600 (24,700)	18,000 (25,300)	19,000 (26,700)	18,500 (26,000)	17,300 (24,300)	18,300 (25,700)	17,000 (23,900)	18,000 (25,300)	19,200 (27,000)	17,500 (24,600)	15,200 (21,400)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,300 (25,700)	19,300 (27,100)	16,400 (23,100)
	12 千葉県	16,300 (22,900)	13,400 (18,800)	10,300 (14,500)	15,700 (22,100)	17,500 (24,600)	17,900 (25,300)	19,400 (27,300)	18,800 (26,400)	18,300 (25,700)	19,000 (26,700)	16,900 (23,800)	18,200 (25,600)	19,300 (27,100)	18,000 (25,000)	15,100 (21,200)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,300 (25,700)	19,100 (26,900)	16,400 (23,100)
	13 東京都	17,300 (24,300)	14,000 (19,700)	10,800 (15,200)	15,700 (22,100)	17,900 (25,200)	18,500 (26,000)	19,400 (27,300)	19,200 (27,000)	19,300 (27,100)	18,700 (26,300)	17,300 (24,300)	19,100 (26,900)	20,400 (28,900)	17,100 (24,000)	14,100 (20,000)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,300 (25,700)	19,000 (26,700)	16,400 (23,100)
	14 神奈川県	17,700 (24,900)	14,400 (20,200)	10,600 (14,900)	15,400 (21,700)	16,900 (23,800)	18,500 (26,000)	19,200 (27,000)	18,900 (26,600)	17,600 (24,700)	17,600 (24,900)	17,700 (24,900)	19,100 (26,900)	21,100 (29,700)	18,000 (25,300)	15,300 (21,500)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,300 (25,700)	19,000 (26,700)	16,400 (23,100)
	19 山梨県	16,300 (22,900)	14,200 (20,000)	10,100 (14,200)	15,300 (21,500)	17,100 (24,000)	16,500 (23,200)	19,200 (27,000)	18,900 (26,600)	17,900 (25,200)	17,100 (24,000)	17,000 (24,000)	18,000 (25,000)	20,100 (28,300)	16,700 (23,500)	14,400 (20,200)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,300 (25,700)	20,200 (28,400)	16,400 (23,100)
	20 長野県	15,500 (21,800)	13,200 (18,600)	10,500 (14,800)	14,900 (20,900)	15,800 (22,200)	15,900 (22,400)	18,600 (26,200)	17,600 (24,700)	16,300 (22,900)	15,700 (22,100)	16,100 (22,800)	15,900 (22,400)	17,600 (24,700)	15,900 (22,400)	14,700 (20,700)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,300 (25,700)	20,200 (28,400)	16,400 (23,100)
	北陸	15 新潟県	14,700 (20,700)	12,200 (17,200)	10,800 (15,200)	13,900 (19,500)	15,000 (21,100)	14,300 (20,100)	17,100 (24,000)	17,800 (25,000)	14,700 (21,000)	15,000 (21,100)	13,900 (19,500)	14,500 (20,400)	15,300 (21,500)	14,600 (20,500)	12,800 (18,000)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	17,900 (25,200)	20,300 (28,500)
16 富山県		15,500 (21,800)	12,900 (18,100)	10,400 (14,600)	13,800 (19,400)	17,000 (23,900)	16,100 (22,800)	17,700 (24,900)	18,100 (25,400)	15,600 (21,900)	16,300 (22,900)	15,700 (22,100)	15,600 (21,900)	15,500 (21,800)	15,100 (21,200)	13,100 (18,400)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	17,900 (25,200)	20,500 (28,800)	15,500 (21,800)
17 石川県		16,200 (22,800)	12,900 (18,000)	10,300 (14,500)	14,700 (20,700)	16,900 (23,800)	16,100 (22,600)	17,400 (24,500)	18,100 (25,400)	15,700 (22,100)	15,900 (22,400)	15,300 (21,500)	15,300 (21,500)	15,800 (22,200)	15,300 (21,500)	13,500 (19,000)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	17,900 (25,200)	19,200 (27,000)	15,500 (21,800)
中部	21 岐阜県	15,800 (22,200)	13,700 (19,300)	10,500 (14,800)	15,400 (21,700)	16,700 (23,500)	16,600 (23,300)	21,900 (30,800)	20,600 (29,000)	16,100 (22,600)	16,200 (22,800)	16,000 (22,500)	16,500 (23,200)	17,900 (25,200)	16,500 (23,200)	14,100 (19,800)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,200 (25,600)	19,400 (27,300)	16,400 (23,100)
	22 静岡県	15,800 (22,200)	13,500 (19,000)	9,600 (13,500)	15,100 (21,200)	15,700 (22,100)	16,500 (23,200)	21,200 (29,800)	21,500 (30,200)	16,700 (23,300)	16,600 (23,300)	16,400 (23,100)	17,400 (24,500)	19,500 (27,400)	16,300 (23,000)	14,000 (19,700)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,200 (25,600)	21,200 (29,800)	16,400 (23,100)
	23 愛知県	16,600 (23,300)	13,700 (19,300)	10,800 (15,200)	15,300 (21,500)	16,100 (22,600)	17,400 (24,500)	22,300 (31,400)	21,500 (30,200)	16,600 (23,300)	16,000 (22,500)	16,300 (23,000)	16,700 (23,500)	19,000 (26,700)	16,500 (23,200)	14,700 (20,700)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,200 (25,600)	20,700 (29,100)	16,400 (23,100)
	24 三重県	15,900 (22,400)	12,700 (17,900)	9,600 (13,500)	16,000 (22,500)	16,400 (23,100)	17,800 (25,000)	22,300 (31,400)	19,300 (27,100)	16,100 (22,600)	16,500 (23,200)	16,300 (22,900)	16,600 (23,300)	18,700 (26,300)	15,500 (21,800)	14,100 (19,800)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	18,200 (25,600)	19,000 (26,700)	16,400 (23,100)
近畿	18 福井県	16,300 (22,900)	13,500 (19,000)	10,100 (14,200)	15,500 (21,800)	16,500 (23,200)	16,200 (22,800)	21,200 (29,800)	18,100 (25,400)	15,900 (22,400)	15,600 (21,900)	15,600 (23,300)	16,600 (24,200)	17,200 (25,000)	15,600 (21,900)	15,300 (21,500)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	17,000 (23,900)	19,400 (27,300)	16,000 (22,500)
	25 滋賀県	15,800 (22,200)	13,100 (18,400)	10,400 (14,600)	15,300 (21,500)	16,200 (22,800)	17,300 (24,300)	21,700 (30,500)	18,400 (25,900)	16,100 (22,600)	16,600 (23,300)	15,500 (22,100)	16,800 (24,700)	17,600 (25,500)	16,000 (23,000)	14,200 (20,000)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	17,000 (23,900)	21,000 (29,500)	16,000 (22,500)
	26 京都府	16,200 (22,800)	13,100 (18,400)	10,200 (14,300)	15,900 (22,400)	17,600 (24,700)	17,000 (23,900)	22,300 (31,400)	18,200 (25,800)	16,600 (23,300)	16,200 (22,800)	15,500 (22,100)	16,700 (24,500)	17,400 (25,200)	16,000 (23,000)	14,000 (19,700)	20,700 (29,100)	24,600 (34,600)	17,000 (23,900)	19,100 (26,900)	16,000 (22,500)

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
  - 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
  - 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の種類別の通常作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
  - 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
  - 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
  - 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設置、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。  
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。

上段：公共工事設計労務単価  
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (試算値)

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																				
地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水通格員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工	
北海道	01 北海道	21,100	17,700	17,900	21,700	15,100	18,800	14,900	23,500	15,400	14,600	-	16,800	13,100	14,000	14,000	14,100	14,000	14,700	13,700	15,000	
		(29,700)	(24,900)	(25,200)	(30,500)	(21,200)	(26,400)	(20,900)	(33,000)	(21,700)	(20,500)	-	(23,600)	(18,400)	(19,700)	(19,700)	(19,800)	(19,700)	(20,700)	(19,300)	(21,100)	
東北	02 青森県	20,900	17,100	18,400	20,800	17,900	18,400	15,000	27,000	16,500	16,800	-	18,100	16,700	14,600	14,800	13,100	13,100	12,700	13,300	13,300	
		(29,400)	(24,000)	(25,900)	(29,200)	(25,200)	(25,900)	(21,100)	(38,000)	(23,200)	(23,600)	-	(25,400)	(23,500)	(20,500)	(20,800)	(18,400)	(18,400)	(17,900)	(18,700)	(18,700)	
	03 岩手県	※21,000	※17,300	※18,500	※21,700	※17,900	※18,600	※15,200	※28,000	※17,300	※17,600	-	※18,700	※16,800	※15,100	※15,700	※14,300	※13,600	※13,000	※13,700	-	-
		(29,500)	(24,300)	(26,000)	(30,500)	(25,200)	(26,200)	(21,400)	(39,400)	(24,300)	(24,700)	-	(26,300)	(23,800)	(21,200)	(22,100)	(20,100)	(19,100)	(18,300)	(19,300)	-	-
	04 宮城県	※21,800	※17,900	※19,200	※23,800	※18,100	※19,500	※15,900	※30,700	※18,900	※19,200	-	※20,700	※19,100	※16,600	※17,400	※14,900	※14,900	※14,500	※15,000	-	-
		(30,700)	(25,200)	(27,000)	(33,500)	(25,400)	(27,400)	(22,400)	(43,200)	(26,600)	(27,000)	-	(29,100)	(26,900)	(23,300)	(24,500)	(20,900)	(20,900)	(20,400)	(21,100)	-	-
	05 秋田県	20,900	17,100	18,400	21,300	18,600	18,400	15,000	27,400	16,800	17,100	-	18,100	14,700	16,000	14,800	13,300	13,300	13,100	13,400	13,400	13,500
(29,400)		(24,000)	(25,900)	(29,900)	(26,200)	(25,900)	(21,100)	(38,500)	(23,600)	(24,000)	-	(25,400)	(20,700)	(22,500)	(20,800)	(18,700)	(18,700)	(18,400)	(18,800)	(19,000)	(19,000)	
06 山形県	20,900	17,100	18,400	21,000	17,200	18,400	15,000	27,800	17,100	17,400	-	16,300	15,100	14,100	14,600	13,800	13,300	14,400	14,100	13,700	13,700	
	(29,400)	(24,000)	(25,900)	(29,500)	(24,200)	(25,900)	(21,100)	(39,100)	(24,000)	(24,500)	-	(22,900)	(21,200)	(19,800)	(20,500)	(19,400)	(18,700)	(20,200)	(19,800)	(19,800)	(19,300)	
07 福島県	※21,000	※17,300	※18,500	※21,200	※16,200	※18,600	※15,200	※28,100	※17,300	※17,600	※16,700	※21,700	※14,200	※15,700	※14,900	※14,700	※13,500	※14,500	※14,500	※14,500	※15,200	
	(29,500)	(24,300)	(26,000)	(29,800)	(22,800)	(26,200)	(21,400)	(39,500)	(24,300)	(24,700)	(23,500)	(30,500)	(20,000)	(22,100)	(20,900)	(20,700)	(19,000)	(20,400)	(20,400)	(20,400)	(21,400)	
関東	08 茨城県	21,600	20,200	21,000	22,500	17,700	22,600	17,600	25,700	16,500	17,500	19,700	30,800	16,800	17,100	17,800	16,100	16,100	17,900	17,500	18,000	18,000
		(30,400)	(28,400)	(29,500)	(31,800)	(24,900)	(31,800)	(24,700)	(36,100)	(23,200)	(24,600)	(27,700)	(43,300)	(23,600)	(24,600)	(25,000)	(22,600)	(22,600)	(25,200)	(24,600)	(25,300)	(25,300)
	09 栃木県	21,600	20,200	21,000	22,500	17,600	22,600	17,600	25,600	16,600	17,500	19,700	31,000	16,500	17,500	17,700	15,600	16,500	17,800	17,600	18,000	18,000
		(30,400)	(28,400)	(29,500)	(31,800)	(24,700)	(31,800)	(24,700)	(36,000)	(23,300)	(24,600)	(27,700)	(43,600)	(23,200)	(24,600)	(24,900)	(21,900)	(23,200)	(25,000)	(24,700)	(25,300)	(25,300)
	10 群馬県	21,600	20,200	21,000	22,600	17,700	22,600	17,600	26,800	16,400	17,600	19,400	28,900	16,500	17,100	15,800	14,900	16,000	17,300	16,700	18,000	18,000
		(30,400)	(28,400)	(29,500)	(31,800)	(24,900)	(31,800)	(24,700)	(37,700)	(23,100)	(24,700)	(27,300)	(40,600)	(23,200)	(24,000)	(25,800)	(20,900)	(22,500)	(24,300)	(23,500)	(25,300)	(25,300)
	11 埼玉県	21,600	20,200	21,000	22,900	18,200	22,600	17,600	27,000	19,100	19,100	19,500	31,400	17,500	18,100	17,400	16,500	16,200	18,700	18,100	18,300	18,300
		(30,400)	(28,400)	(29,500)	(32,200)	(25,600)	(31,800)	(24,700)	(38,000)	(26,900)	(26,900)	(27,400)	(44,100)	(24,800)	(25,400)	(24,500)	(23,200)	(22,800)	(26,300)	(25,400)	(25,700)	(25,700)
	12 千葉県	21,600	20,200	21,000	22,900	18,600	22,600	17,600	27,000	19,100	19,100	19,900	32,100	17,000	19,300	17,800	17,100	16,800	18,800	18,200	18,300	18,300
		(30,400)	(28,400)	(29,500)	(32,200)	(26,200)	(31,800)	(24,700)	(38,000)	(26,900)	(26,900)	(28,000)	(45,100)	(23,900)	(27,100)	(25,000)	(24,000)	(23,600)	(26,400)	(25,600)	(25,700)	(25,700)
13 東京都	21,600	20,200	21,000	23,300	19,100	22,600	17,600	27,800	19,100	19,000	20,300	30,700	17,000	19,200	18,200	17,300	17,200	19,500	18,200	18,300	18,300	
	(30,400)	(28,400)	(29,500)	(32,800)	(26,900)	(31,800)	(24,700)	(39,100)	(26,900)	(26,700)	(28,500)	(43,200)	(23,900)	(27,000)	(25,600)	(25,600)	(24,300)	(24,200)	(27,400)	(25,600)	(25,700)	
14 神奈川県	21,600	20,200	21,000	22,700	19,500	22,600	17,600	27,400	18,500	18,300	20,100	29,800	17,700	18,000	17,900	16,800	17,200	17,800	17,700	18,300	18,300	
	(30,400)	(28,400)	(29,500)	(31,900)	(27,400)	(31,800)	(24,700)	(38,500)	(26,000)	(25,700)	(28,300)	(41,900)	(24,900)	(25,300)	(25,200)	(23,600)	(24,200)	(25,000)	(24,900)	(25,700)	(25,700)	
19 山梨県	21,600	20,200	21,000	22,300	18,500	22,600	17,600	27,500	18,200	18,000	20,100	29,300	17,600	17,700	17,100	16,800	16,800	17,600	17,500	18,000	18,000	
	(30,400)	(28,400)	(29,500)	(31,400)	(26,000)	(31,800)	(24,700)	(38,700)	(25,600)	(25,300)	(28,300)	(41,200)	(24,700)	(24,900)	(24,000)	(23,600)	(23,600)	(24,700)	(24,600)	(25,300)	(25,300)	
20 長野県	21,600	20,200	21,000	21,700	17,800	22,600	17,600	26,000	17,100	17,900	19,900	25,500	15,100	16,500	15,200	15,400	15,700	16,300	16,700	17,500	17,500	
	(30,400)	(28,400)	(29,500)	(30,500)	(25,000)	(31,800)	(24,700)	(36,600)	(24,000)	(25,200)	(28,000)	(35,900)	(21,200)	(23,200)	(21,400)	(21,700)	(22,100)	(22,900)	(23,500)	(24,600)	(24,600)	
北陸	15 新潟県	21,600	18,000	21,700	20,400	16,200	19,400	16,100	25,900	15,700	16,400	18,900	18,800	14,200	14,500	14,200	14,000	13,400	14,500	14,400	18,200	
		(30,400)	(25,300)	(30,500)	(28,700)	(22,800)	(27,300)	(22,600)	(36,400)	(22,100)	(23,100)	(26,800)	(26,400)	(20,000)	(20,400)	(20,000)	(19,700)	(18,800)	(20,400)	(20,200)	(25,600)	
	16 富山県	21,600	18,000	21,700	20,900	17,000	19,400	16,100	26,300	15,800	16,700	18,800	21,800	15,900	14,800	14,700	15,100	14,300	14,500	15,000	17,500	17,500
(30,400)		(25,300)	(30,500)	(29,400)	(23,900)	(27,300)	(22,600)	(37,000)	(22,200)	(23,500)	(26,400)	(30,700)	(22,400)	(20,800)	(20,700)	(21,200)	(20,100)	(20,400)	(21,100)	(24,600)	(24,600)	
17 石川県	21,600	18,000	21,700	21,200	18,400	19,400	16,100	25,400	16,200	16,300	19,400	22,100	15,500	14,800	14,400	14,800	14,500	15,000	15,100	19,100	19,100	
	(30,400)	(25,300)	(30,500)	(29,800)	(25,900)	(27,300)	(22,600)	(35,700)	(22,800)	(22,900)	(27,300)	(31,100)	(21,800)	(20,800)	(20,200)	(20,800)	(20,400)	(21,100)	(21,200)	(26,900)	(26,900)	
中部	21 岐阜県	21,700	19,500	21,200	21,800	18,500	21,300	17,000	24,600	16,200	15,800	21,300	25,300	17,200	16,700	15,600	16,200	16,200	16,000	15,700	16,800	
		(30,500)	(27,400)	(29,800)	(30,700)	(26,000)	(29,900)	(23,900)	(34,600)	(22,800)	(22,200)	(29,900)	(35,600)	(24,200)	(23,500)	(21,900)	(22,800)	(22,800)	(22,500)	(22,100)	(23,600)	(23,600)
	22 静岡県	21,700	19,500	21,200	22,300	18,800	21,300	17,000	27,200	16,900	17,500	20,600	27,400	16,500	18,200	16,500	16,300	16,600	17,600	16,000	17,000	17,000
		(30,500)	(27,400)	(29,800)	(31,400)	(26,400)	(29,900)	(23,900)	(38,200)	(23,800)	(24,600)	(29,000)	(38,500)	(23,200)	(25,600)	(23,200)	(22,900)	(23,300)	(24,700)	(22,500)	(23,900)	(23,900)
23 愛知県	21,700	19,500	21,200	21,700	18,500	21,300	17,000	26,200	16,400	16,200	22,600	25,900	17,500	17,600	16,000	16,700	16,300	17,300	16,000	-	-	
	(30,500)	(27,400)	(29,800)	(30,500)	(26,000)	(29,900)	(23,900)	(36,800)	(23,100)	(22,800)	(31,800)	(36,400)	(24,800)	(24,700)	(22,500)	(23,500)	(22,900)	(24,300)	(22,500)	-	-	
24 三重県	21,700	19,500	21,200	22,500	17,900	21,300	17,000	26,600	16,100	16,100	19,900	26,800	16,500	17,200	15,800	16,900	16,400	16,800	16,500	-	-	
	(30,500)	(27,400)	(29,800)	(31,600)	(25,200)	(29,900)	(23,900)	(37,400)	(22,600)	(22,600)	(28,000)	(37,700)	(23,200)	(24,200)	(22,200)	(23,800)	(23,100)	(23,600)	(23,200)	-	-	
近畿	18 福井県	20,900	20,400	21,400	23,000	17,700	19,900	16,100	23,700	17,200	17,100	17,200	26,000	16,000	15,200	15,100	16,100	16,400	16,700	15,900	15,900	
		(29,400)	(28,700)	(30,100)	(32,300)	(24,900)																



参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。  
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。  
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。

上段：公共工事設計労務単価  
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (試算値)

地方連絡協議会名	都道府県名	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)									
		サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	建築ブロック工	設備機械工	交通誘導員A	交通誘導員B
北海道	01 北海道	13,600	13,200	12,500	13,500	14,000	14,800	-	14,800	7,900	7,100
		(19,100)	(18,600)	(17,600)	(19,000)	(19,700)	(20,800)	-	(20,800)	(11,100)	(10,000)
東北	02 青森県	14,400	13,000	12,900	-	12,400	13,900	13,000	13,400	7,400	6,900
		(20,200)	(18,300)	(18,100)	-	(17,400)	(19,500)	(18,300)	(18,800)	(10,400)	(9,700)
	03 岩手県	※15,000	※13,500	※12,900	※12,100	※13,600	※14,000	※13,500	※14,500	※7,900	※7,400
		(21,100)	(19,000)	(18,100)	(17,000)	(19,100)	(19,700)	(19,000)	(20,400)	(11,100)	(10,400)
	04 宮城県	※16,400	※14,800	※13,400	※13,300	※13,800	※15,000	※14,800	※15,200	※8,800	※8,000
		(23,100)	(20,800)	(18,800)	(18,700)	(19,400)	(21,100)	(20,800)	(21,400)	(12,400)	(11,200)
	05 秋田県	14,600	13,300	12,900	-	12,700	13,900	13,200	13,600	7,400	6,800
(20,500)		(18,700)	(18,100)	-	(17,900)	(19,500)	(18,600)	(19,100)	(10,400)	(9,600)	
06 山形県	14,800	14,300	12,900	12,400	14,000	13,900	13,300	13,900	8,400	7,600	
	(20,800)	(20,100)	(18,100)	(17,400)	(19,700)	(19,500)	(18,700)	(19,500)	(11,800)	(10,700)	
07 福島県	※15,400	※14,700	※12,900	※12,000	※14,200	※14,000	※12,800	※14,800	※8,600	※7,900	
	(21,700)	(20,700)	(18,100)	(16,900)	(20,000)	(19,700)	(18,000)	(20,800)	(12,100)	(11,100)	
関東	08 茨城県	16,900	17,200	16,600	18,600	15,800	16,500	16,900	17,000	9,400	8,900
		(23,800)	(24,200)	(23,300)	(26,200)	(22,200)	(23,200)	(23,800)	(23,900)	(13,200)	(12,500)
	09 栃木県	16,900	17,300	16,600	18,700	15,900	16,500	17,000	16,400	8,900	7,900
		(23,800)	(24,300)	(23,300)	(26,300)	(22,400)	(23,200)	(23,900)	(23,100)	(12,500)	(11,100)
	10 群馬県	16,700	17,900	16,600	15,500	15,600	16,500	16,900	16,500	8,600	8,200
		(23,500)	(25,200)	(23,300)	(21,800)	(21,900)	(23,200)	(23,800)	(23,200)	(12,100)	(11,500)
	11 埼玉県	17,200	17,500	16,600	18,700	15,700	16,500	-	16,800	9,100	8,400
		(24,200)	(24,800)	(23,300)	(26,300)	(22,100)	(23,200)	-	(23,600)	(12,800)	(11,800)
	12 千葉県	16,900	17,500	16,600	18,700	15,800	16,500	-	17,000	9,200	8,400
		(23,800)	(24,600)	(23,300)	(26,300)	(22,200)	(23,200)	-	(23,900)	(12,900)	(11,800)
13 東京都	17,000	17,500	16,600	18,700	16,000	16,500	-	17,000	9,700	8,600	
	(23,900)	(24,600)	(23,300)	(26,300)	(22,500)	(23,200)	-	(23,900)	(13,600)	(12,100)	
14 神奈川県	16,500	17,500	16,600	16,900	15,600	16,500	17,200	17,200	9,600	8,500	
	(23,200)	(24,600)	(23,300)	(23,800)	(21,900)	(23,200)	(24,200)	(24,200)	(13,500)	(12,000)	
19 山梨県	16,400	17,500	16,600	16,700	15,500	16,500	17,000	17,000	9,000	7,900	
	(23,100)	(24,600)	(23,300)	(23,500)	(21,800)	(23,200)	(23,900)	(23,900)	(12,700)	(11,100)	
20 長野県	15,800	17,200	16,600	15,000	15,500	16,500	17,800	16,500	8,400	7,300	
	(22,200)	(24,200)	(23,300)	(21,100)	(21,800)	(23,200)	(25,000)	(23,200)	(11,800)	(10,300)	
北陸	15 新潟県	14,600	15,100	14,300	11,900	14,900	15,300	12,700	15,200	8,500	7,700
		(20,500)	(21,200)	(20,100)	(16,700)	(20,900)	(21,500)	(17,900)	(21,400)	(12,000)	(10,800)
	16 富山県	14,800	15,000	14,300	12,300	15,400	15,300	-	15,500	8,700	8,200
(20,800)		(21,100)	(20,100)	(17,300)	(21,700)	(21,500)	-	(21,800)	(12,200)	(11,500)	
17 石川県	14,900	14,500	14,300	12,300	15,500	15,300	-	15,800	9,000	8,000	
	(20,900)	(20,400)	(20,100)	(17,300)	(21,800)	(21,500)	-	(22,200)	(12,700)	(11,200)	
中部	21 岐阜県	16,100	16,400	16,000	13,900	15,100	15,700	19,600	17,100	8,800	8,200
		(22,800)	(23,100)	(22,500)	(19,500)	(21,200)	(22,100)	(27,600)	(24,000)	(12,400)	(11,500)
	22 静岡県	16,200	18,100	16,000	15,300	15,100	15,700	19,600	17,800	9,000	7,900
		(22,800)	(25,400)	(22,500)	(21,500)	(21,200)	(22,100)	(27,600)	(25,000)	(12,700)	(11,100)
23 愛知県	16,500	17,100	16,000	15,300	15,100	15,700	19,700	17,800	9,000	8,300	
	(23,200)	(24,000)	(22,500)	(21,500)	(21,200)	(22,100)	(27,700)	(25,000)	(12,700)	(11,700)	
24 三重県	16,000	16,900	16,000	15,600	14,800	15,700	19,000	17,800	8,600	7,500	
	(22,500)	(23,800)	(22,500)	(21,900)	(20,800)	(22,100)	(26,700)	(25,000)	(12,100)	(10,500)	
近畿	18 福井県	15,200	15,600	16,300	13,500	14,800	16,800	-	17,400	9,000	8,200
		(21,400)	(21,900)	(22,900)	(19,000)	(20,800)	(23,800)	-	(24,500)	(12,700)	(11,500)
	25 滋賀県	16,200	16,000	16,300	15,700	14,300	16,800	-	17,200	8,700	7,400
		(22,800)	(22,500)	(22,900)	(22,100)	(20,100)	(23,600)	-	(24,200)	(12,200)	(10,400)
	26 京都府	16,400	16,100	16,300	15,800	14,400	16,800	-	17,700	8,400	7,500
		(23,100)	(22,600)	(22,900)	(22,200)	(20,200)	(23,600)	-	(24,900)	(11,800)	(10,500)
	27 大阪府	15,600	16,100	16,300	15,400	14,600	16,800	-	17,300	8,400	7,500
(21,900)		(22,600)	(22,900)	(21,700)	(20,500)	(23,600)	-	(24,300)	(11,800)	(10,500)	
28 兵庫県	15,300	16,100	16,300	14,900	14,500	16,800	-	17,500	8,400	7,400	
	(21,500)	(22,600)	(22,900)	(20,900)	(20,400)	(23,600)	-	(24,600)	(11,800)	(10,400)	
29 奈良県	16,500	16,200	16,300	15,900	14,400	16,800	-	17,300	8,400	7,400	
	(23,200)	(22,800)	(22,900)	(22,400)	(20,200)	(23,600)	-	(24,300)	(11,800)	(10,400)	
30 和歌山県	16,400	16,100	16,300	15,800	14,500	16,800	-	17,500	8,500	7,500	
	(23,100)	(22,600)	(22,900)	(22,200)	(20,400)	(23,600)	-	(24,600)	(12,000)	(10,500)	
中国	31 鳥取県	14,300	15,500	14,400	13,200	14,300	14,800	-	16,000	8,400	7,100
		(20,100)	(21,800)	(20,200)	(18,600)	(20,100)	(20,800)	-	(22,500)	(11,800)	(10,000)
	32 島根県	14,600	15,000	14,400	13,100	14,000	14,800	-	15,400	8,400	7,600
		(20,500)	(21,100)	(20,200)	(18,400)	(19,700)	(20,800)	-	(21,700)	(11,800)	(10,700)
	33 岡山県	14,300	15,700	14,400	13,200	14,300	14,800	-	16,000	9,100	7,800
(20,100)		(22,100)	(20,200)	(18,600)	(20,100)	(20,800)	-	(22,500)	(12,800)	(11,000)	
34 広島県	14,600	15,100	14,400	13,100	14,000	14,800	-	15,400	9,000	8,000	
	(20,500)	(21,200)	(20,200)	(18,400)	(19,700)	(20,800)	-	(21,700)	(12,700)	(11,200)	
35 山口県	14,600	15,100	14,400	13,100	14,000	14,800	-	15,500	8,600	7,800	
	(20,500)	(21,200)	(20,200)	(18,400)	(19,700)	(20,800)	-	(21,800)	(12,100)	(11,000)	
四国	36 徳島県	14,600	15,600	13,300	-	12,700	15,100	-	14,200	7,900	7,300
		(20,500)	(21,900)	(18,700)	-	(17,900)	(21,200)	-	(20,000)	(11,100)	(10,300)
	37 香川県	14,700	15,900	13,300	-	12,700	15,100	-	13,800	8,100	7,300
		(20,700)	(22,400)	(18,700)	-	(17,900)	(21,200)	-	(19,400)	(11,400)	(10,300)
38 愛媛県	14,600	15,800	13,300	-	12,700	15,100	-	14,000	7,700	7,000	
	(20,500)	(22,200)	(18,700)	-	(17,900)	(21,200)	-	(19,700)	(10,800)	(9,800)	
39 高知県	14,600	15,800	13,300	-	12,700	15,100	-	14,100	7,400	6,800	
	(20,500)	(22,200)	(18,700)	-	(17,900)	(21,200)	-	(19,800)	(10,400)	(9,600)	
九州	40 福岡県	16,500	14,300	14,300	-	12,300	13,200	-	14,400	7,700	7,100
		(23,200)	(20,100)	(20,100)	-	(17,300)	(18,600)	-	(20,200)	(10,800)	(10,000)
	41 佐賀県	16,500	14,300	14,300	-	12,100	13,200	-	14,400	7,600	7,000
		(23,200)	(20,100)	(20,100)	-	(17,000)	(18,600)	-	(20,200)	(10,700)	(9,800)
	42 長崎県	16,400	14,100	14,300	-	12,100	13,200	-	14,300	7,900	7,000
		(23,100)	(19,800)	(20,100)	-	(17,000)	(18,600)	-	(20,100)	(11,100)	(9,800)
	43 熊本県	16,500	14,200	14,300	-	12,100	13,200	-	14,300	7,700	7,000
(23,200)		(20,000)	(20,100)	-	(17,000)	(18,600)	-	(20,100)	(10,800)	(9,800)	
44 大分県	16,500	14,300	14,300	-	12,200	13,200	-	14,300	7,800	6,800	
	(23,200)	(20,100)	(20,100)	-	(17,200)	(18,600)	-	(20,100)	(11,000)	(9,600)	
45 宮崎県	16,500	14,200	14,300	-	12,100	13,200	-	14,300	7,700	6,400	
	(23,200)	(20,000)	(20,100)	-	(17,000)	(18,600)	-	(20,100)	(10,800)	(9,000)	
46 鹿児島県	16,600	14,100	14,300	-	12,100	13,200	-	14,300	8,300	7,500	
	(23,300)	(19,800)	(20,100)	-	(17,000)	(18,600)	-	(20,100)	(11,700)	(10,500)	
沖縄	47 沖縄県	13,400	14,200	14,200	-	12,200	13,500	-	13,600	7,200	6,500
		(18,800)	(20,000)	(20,000)	-	(17,200)	(19,000)	-	(19,100)	(10,100)	(9,100)

(注) 岩手県、宮城県、福島県における公共工事設計労務単価(※印)は、平成24年6月21日より適用している。